

少年

第462号(1) 令和6年9月(長月)発行



山 梨 県 警 察 本 部
生活安全部 人身安全・少年課
甲 府 市 丸 の 内 1 - 6 - 1
055-221-0110 内線3082
少 年 対 策 官 島 口 浩 二

～つなげる～

9月。日暮れとともに涼しい風がそよぎ、徐々に夏の終わりの訪れを感じる頃。稲が黄金色に輝きだし収穫までもうあと少し、最も大切な仕上げを迎えるとき。



夏季休業期間が明け、子どもたちの生活の中心が家庭から再び学校へと移った。例年残暑が厳しく、小学校の運動会は10月以降に先送りして開催することが多くなっているようである。中学校では9月に学園祭が予定されているところが多く、すでに活動が盛んに行われていることであろう。「生徒会最大行事」と形容される学園祭をはじめ、数々の学校行事はいまなお子どもたちの成長にとって大きな価値を持っている。

犯罪学に、「なぜ人は犯罪行為をしないのか」という視点の「統制理論」がある。統制理論とは、すべての人に犯罪や非行の動機があるが、社会的・心理的な統制力（社会的絆）によってそれらが抑えられているというものである。つまり、社会とのつながりが弱まることで非行が発生すると考える理論である。その中で、子どもたちと社会とのつながりを強化する4つの要素が、

- ①愛着：両親や先生、仲間など身近な人に対する愛情や尊敬の気持ち
- ②投資：これまで自分が費やしてきた時間や積み重ねてきた努力を無駄にしたくないという思い
- ③慣習的活動への関与：仕事や勉強、部活動や習い事などで忙しく、犯罪を考える暇もない
- ④信念：社会のルールや法律などには従うべきだという規範意識の高さや信念の強さ

であると述べられている。

その後、子どもが発達する各段階において、非行の発生につながる可能性のある危険要因を減らし、危険因子から守るために働く保護因子を強化することで非行の予防を目指す「発達の予防論」が生まれた。この理論では危険因子の例として、家庭不和や虐待、学業不振や地域の無秩序等が挙げられており、保護因子の例として、家族の支えや集団活動への参加、地域の安全や保護者以外に気に掛けてくれる大人の存在、夢中になれる活動の存在等が挙げられている。

いまの社会は、とてもつながりの弱い、孤立した人たちが集まっただけの集団が多くなっているといわれている。確かに普段の生活で、同じ空間で過ごしているだけでは人間関係はそれほど深まらない。座席が隣同士であってもほとんど言葉を交わさないことさえあるという。人と人とは、ともに活動する場面があることでかかわりが生まれる。自分の考えを伝えたり他人の話に耳を傾けたり、一緒に声を出したり一緒に1つのものを創りあげたり。そんな時間や体験を共有することで人と人とはつながっていくのである。子どもたちがかかわる場面を意図的に作り見守りながら、時にさりげなく介入して調整し、コミュニケーションが上手にとれるように育てていく。このような「つながることを学ぶ機会」を絶やすことなく、人と人とを”つなげる”ことが大切なのである。

さんぽ

ある朝、いつもより早く目が覚めたので近所をさんぽしてみた。これまで何の目的もなく自宅付近を歩いたことなどなかった。そのためか、目に見えるもの聞こえる自然の音など、そのどれもがとても新鮮であった。家からわずか10分ほどの場所でありながら、一度も足を踏み入れたことのなかった場所も。空き地だったはずの場所に立ち並んだ家々、透き通った水の流れる名も知らぬ小さな川、その川岸には大きな実をつけた立派な栗の木が。すれ違った見ず知らずの人たちと交わした”おはようございます。”のあいさつや、さんぽ中にもらった家庭菜園で育てたという数々の野菜。ちょっと外へ出てみただけで出会えたすてきな出来事。目的なんかなくていい。どっちへ行ったっていい。疲れたら戻ったっていい。そんな気楽な気持ちで自分の足で歩いてみる。どうやらまだまだ知らない世界、美しい世界が、世の中のあちらこちらに広がっているようである。

秋の全国交通安全運動 9月21日～30日

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、毎年、春と秋の2回実施されています。

● 秋の全国交通安全運動 重点

- ・ 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ・ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ・ 高齢運転者の交通事項防止 (本県重点)

● 令和6年度山梨県交通安全運動基本要綱

1 交通安全のメインスローガン

守るのは マナーと家族と 君の明日

2 運動の重点目標

- (1) 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 自転車等の安全適正利用の推進
- (4) 二輪車の交通事項防止
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進



県では、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民の参画と協働により悲惨な交通事故の発生を防止し、「安心・安全に暮らせる山梨」を築くことを目的としています。

特に9月30日(月)を『交通事故死ゼロを目指す日』とし、一人一人が交通安全について考え、「交通事故のない社会は自らが成し遂げるもの」である認識を社会全体に広めることを目指しています。

～守ろう！自転車安全利用五則～

自転車安全利用五則 (令和4年11月改正)



- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
 - ・ 道路交通法上、自転車は「車両」の一種ですので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。また、車道では原則として左側を通行しなければなりません。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認行**
 - ・ 信号機のある交差点等では、信号機の指示に従わなければなりません。信号機のない交差点等では、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は一時停止しなければなりません。
- 3 夜間はライトを点灯**
 - ・ 夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯(又は反射器)をつけなければなりません。
- 4 飲酒運転は禁止**
 - ・ 自転車は「車両」です。自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。道路交通法違反が適用されます。
※罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)
- 5 ヘルメットを着用**
 - ・ 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
 - ・ 保護者は、子どもが自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

発行番号は昭和61年初号からの通算番号です。

http://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/shonenkoho.html